

受託責任を基礎にした情報開示について

高山 朋子

目 次

はじめに

1. 財務会計の目的は情報開示のみか
2. 適法監査と適正監査の基礎
3. 管理機能と受託責任及び情報開示
 - (1) コーポレート・ガバナンスの見直し
 - (2) 開示情報の基礎に受託責任

おわりに

はじめに

2004年に、「財務会計の概念フレームワーク」が企業会計基準委員会から「討議資料」として公表された。そこでは、財務会計の主目的は、投資家の意思決定に資する情報開示とされている。そして、従来の会計の重要な目的の一つである利害関係者間の調整機能はまったく副次的なものとされており、そのための経営者の受託責任を軽視しているようである。

しかし、先ごろ、企業会計審議会から内部統制の評価と監査基準について等の公開草案が公表された。この公開草案は、企業の粉飾決算や不祥事を未然に防ぐための監査制度の改善のためのものである。この監査基準の改定は、資本市場における意思決定有用性を旗印に掲げ、ディスクロージャー論に傾倒しすぎた企業会計制度の欠陥を、コーポレート・ガバナンスの点から企業の内部統制の見直しと評価を行い、補填しようとする努力の表れであるといえる。

この小論の目的は、会計の基礎にある受託責任の意義とこれに基づく監査の重要性を再認識し、受託責任を基礎においた会計情報の開示の必要性を明らかにすることである。

1. 財務会計の目的は情報開示のみか

企業会計基準委員会から「討議資料」として公表された「財務会計の概念フレームワーク」

受託責任を基礎にした情報開示について

では、財務会計の目的を、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような企業の財務状況の開示にある」とし、具体的には、「企業の投資のポジション（ストック）とその成果（フロー）」に関する情報を提供することにおいて¹⁾。そして、利害調整の機能は副次的なものとしている。すなわち、「伝統的に、会計情報は、配当可能利益などの処分可能利益計算、課税所得計算を中心とする税務申告制度、さらに会計情報をベースとした金融規制など、会計情報が利害調整の局面で利用されてきた。」しかし、この「討議資料」では、「利害調整の役割は、財務報告の目的それ自体とはせずに、目的たる情報提供が行われた上での情報の1つの利用局面の問題であろうと整理されている」のである²⁾。

しかしながら、この財務情報を投資家がいかなるモデルによってその意思決定に役立てているかについては明かになっていないのである。すなわち、企業の実現した「純利益」と評価損益を含む「包括利益」がどのように投資家の意思決定に価値を持つのかは分からないのであり、「過去の成果を反映している会計情報から、投資家が将来キャッシュフローをどう予測し、そこから企業価値をどう推定しているのかをモデル化するのは難しい」のである。したがって、「利益情報と投資家の行動との関係については、『ブラック・ボックス』の状態に置かれている要素も多い」のである³⁾、と云われている。

この「討議資料」では、まず、証券取引法上の投資家に対する会計情報の開示を主目的にすることにより、証券を発行・流通させていない数百万社の中小企業の会計を視野に入れていないことになる。いわば、上場企業3千数百社のためにのみ、財務会計の概念が考察されており、配当可能利益計算や確定決算制度等における役割を考慮した財務会計の概念とはなっていない。そして、中小企業の会計については「中小企業の会計に関する指針」(2005年8月3日)で別途、実務的に説明されているのである。

また、投資意思決定に有用な情報の提供を目的としながら、その会計情報がどのように将来成果の予測や企業価値の評価に利用されているかが把握されていないにも拘らず、「将来キャッシュフローに基づく企業価値の推定」を前提として、その予測に役立つ情報の提供が目的とされているのである。

さらに、会計の持つ管理・統制機能に言及せず、これを看過し、株式会社の内部統制及び会社と経営者の受託責任の問題を軽視しているといえる。

この「討議資料」の公表と前後して、金融庁は、証券取引法上の不適正な事例、例えば、西部鉄道の「大株主の状況」における持株比率の過少記載等を受け、「ディスクロージャー制度の信頼性の確保に向けて」の対応策等の文書を公表した。この後、企業の粉飾決算とこの監査に参与した公認会計士と企業のトップとの癒着体質が明らかになったカネボウ株式会社の不祥事が報道された。すなわち、カネボウでは、02年3月期と03年3月期の決算で売上の過大計上等により、100億－300億円の粉飾があり、04年3月期までの5決算期では、2,500億円の粉飾決算が行われていたことが明らかになったのである。しかもこの過程で、この会社

の監査を担当する中央青山監査法人の4人の公認会計士が経営者と馴れ合いでこの粉飾に加担し、その財務諸表に適正意見を出しており、証券取引法違反で逮捕されたのである⁴⁾。

そして、これらの不祥事に対応して、2005年の7月に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」が公表された。

この公開草案の公表の背景として、山浦久司は、「近年、企業の粉飾その他のディスクロージャーの信頼性を揺るがすような事件が多発し」、「その中で、監査の信頼性が問われるような事態がいくつかあり、これについて何らかの改善をし、企業のディスクロージャーに対する信頼性をもう一段高める必要があるということ」になり、また、日本の監査法人が国際的なネットワークの中で仕事をし、企業自身の国際的な事業戦略の展開の中で、国際監査基準に整合した監査基準を設定する義務もあるからである、と述べている⁵⁾。又、八田進二は、アメリカの企業改革法は、「会計」「監査」「コーポレート・ガバナンス」の3点で進められ、日本も委員会等設置会社の導入でこれらの改革がすでに終わったと考えられていたが、西武鉄道の不祥事で明らかになったように、「コーポレート・ガバナンス」、特に企業の経営者の姿勢、或いは会社の仕組みといった内部統制上の問題があるのではないかと、ということになった、と述べている⁶⁾。

企業会計審議会もこの草案の公表に当たっての説明で、次のように述べている⁷⁾。「証券市場がその機能を十分に発揮していくためには、投資者に対して企業情報が適正に開示されることが必要不可欠となる」、この「ディスクロージャーの信頼性を確保するため」には、「企業における内部統制が有効に機能」することが重要と考えられる。そして、「内部統制は、基本的に、企業等の4つの目的（①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令の遵守、④資産の保全）の達成のために企業内の総ての者によって遂行されるプロセス」である、と。

このうち、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義し、当基準草案では、この有効性についての経営者による評価及び報告並びに公認会計士等による検証を実施する際の方法及び手続きを規定している。「経営者は、企業内に有効な内部統制のシステムを整備・運用することにより、財務報告における記載内容の適正性を担保することになる」。したがって、経営者は、内部統制システムの有効性を自ら評価してその結果を外部に報告するために、「内部統制報告書：COSO」を作成することが求められている。さらに、公認会計士がその評価結果が適正であるか否かを監査する、と。

ここで挙げられている企業の目的の②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令の遵守、④資産の保全の達成のためのプロセスである内部統制は、まさしく、企業の経営者の受託責任を果たすためのプロセスであるといえる。

なお、2002年には、監査基準について「不正発見の姿勢の強化」、継続企業の前提への対処、リスク・アプローチの徹底等の大幅な改定が行われており⁸⁾、さらに、2004年には監査の質

受託責任を基礎にした情報開示について

をチェックする公認会計士・監査審査会が発足している。その上での今回の財務報告に係る内部統制の評価を含む監査基準の見直しなのである。

したがって、財務報告に関する内部統制の再検討とその評価及び監査の必要性を明らかにするものは、まさしく企業経営者の受託責任を含むコーポレート・ガバナンスの問題だといえるのである。

それゆえに、財務会計の目的は、「討議資料」の「財務会計の概念フレームワーク」が主目的とする投資意思決定に資する情報開示のみではないのである。企業の管理、企業経営者の受託責任の遂行などコーポレート・ガバナンスのためにも、財務会計は機能しているのであって、このことを軽視あるいは看過するならば、財務会計の概念規定としては全く不十分とならざるを得ないのである。

2. 適法監査と適正監査の基礎

先の、監査基準の修正案では、「コーポレート・ガバナンス」、特に企業の経営者の姿勢、或いは会社の仕組みといった内部統制上の問題が、監査基準の中で見直しされている、といえる。すなわち、これまでいわれてきた開示情報に対する適正監査から再び企業内統制と会計組織の実態を重視する適法監査へとその方向を修正したといえるのである。

内部統制の目的としては、先に挙げたように、業務の有効性及び効率、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の遵守、資産の保全が挙げられている。また、内部統制の基本的要素では、統制環境とリスクの評価と対応が挙げられている。ここでは、リスクの評価と対応は、統制活動、情報と伝達、監視活動（モニタリング）、ITの利用、という一連のプロセスで行われる。

また、内部統制の限界として、(1)「判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある」、(2)「当初予想していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には網がかからず、必ずしも対応しない場合がある」、(3)「内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量がある」、(4)「経営者が不当な目的のために内部統制を無視、無効化することがある」とされている。そして、内部統制に関係する者の役割と責任が整理されており、その関係者は経営者、取締役会、監査役又は監査委員会、内部監査人、組織内のその他の者である⁹⁾。

それでは、この内、監査役や公認会計士又は監査法人は、商法（会社法）監査と証券取引法監査の二重の監査制度の中で、これまでどのような根拠で何を監査してきたのであろうか、監査論の門外漢としては疑問となるのである。

この点について、岡嶋慶は、監査の生成・発展史論に関する研究の中で、会計の基礎とも関連しているつぎのような二つの監査論の基礎を対比して考察しており、興味深い。

岡嶋は、日本の監査論の基礎として、森實の対比させた「行為の裏付けとしての会計監査」と「情報表示としての会計監査」を、監査の技術的特徴として説明している¹⁰⁾。そして、この二つがこれまで適法監査と適正監査と呼ばれていたものであるといえよう¹¹⁾。

この後で、岡嶋は、高田正淳と鳥羽至正の見解を対照的に紹介し、高田は、「経済財の授受に関する二経済主体の利害の対立関係」を監査の要請される基礎としているので、「商法監査（監査役監査：委託受託関係を監査生成基盤においたもの）と証券取引法監査（財務諸表監査）が、あくまでも系譜的に同一の基盤を持った監査制度であることを示した」と整理している。しかも、内藤文雄が、「情報監査が行為に関する言明を、実態監査が行為そのもの」を、それぞれ対象とする監査の区別ができるが、「情報監査が対象とする行為に関する言明は、行為を言明基準に基づいて写像した写体であるという本質的な性格を有するがゆえに、情報監査は、実態監査よりも検証すべき内容が1種類増加する必然性を持つ」と述べ、高田説を指示している、とする。これは、二種類の監査の基礎に、受託責任に基づくものと、上場会社の投資意思決定に有用な情報の質の担保に基づくものを区別し、前者を後者の基礎としているものと理解できる。

これに対して、岡嶋の整理では、鳥羽は、委託受託関係を監査の基礎とする枠組の従来の理論とは異なるものとして、情報監査の枠組を提示し、監査の基礎を将来の委託者も含む投資者が企業の公表する情報を利用し、経済的意思決定に役立てるという関係に求めている。さらに、鳥羽は、この二つの枠組を「受託者監視説」と「企業取引担保説」に再構成している¹²⁾。前者は、監査を「直接的に受託者の行為を監視する手段」として捉えている。後者は、企業取引の継続の条件として「企業の経済的実態を描写した財務諸表の提供が求められている。」この関係のもとで、「監査人が財務諸表の作成者である企業の依頼を受け、その信頼性を確かめ、その結果を利害関係者に報告する、という枠組」とされている。岡嶋は、この鳥羽の監査モデルが「実態監査」と「情報監査」を識別する理論モデルと位置づけられていると述べ、「問題の本質が、両者の前提とする情報（言明）と実態（行為）の捉え方の相違にある」としている¹³⁾。

しかも、鳥羽は、証券取引法監査についても、「監査の生成基盤である受託・委託関係を拡大解釈し（投資者を委託者とする）、かつ、監査の主題を受託責任ではなく会計責任に限定する」と、「受託者監視説に従って説明することも可能である」と述べている¹⁴⁾。

したがって、この「実態監査」と「情報監査」が、商法監査と証券取引法の監査の基礎の区別として整理されているのであれば、鳥羽説では、二元的監査の目的が異なるということになる。しかし、上述のように同様の基礎でも説明可能とされているのである。

しかも、森の一元論と同様に、川北博のように、「商法および証券取引法における二元的会計情報と監査制度の存在意義は希薄で、すべからく一元化すべきである」という実務経験に根ざした見解もある。なぜなら、「両方の会計情報および監査の制度上の保護対象を時系列的

受託責任を基礎にした情報開示について

にみれば、商法においては現在の株主、証券取引法においては現在および将来の株主ということになる」し、「商法における資本充実原則の要請からの配当可能利益の計算規制は、定時株主総会（または取締役会）に提出される計算書類に対する規制というよりは、企業会計法上の計算構造に対する一般的法規制と認識すべきである。結局、監査報告書を含む企業会計情報のもたらす法益の帰属は、広い意味の投資者（つまり現在の株主および投資者予備軍）および債権者ということになるからである¹⁵⁾。

しかも、一体、「実態監査無しの会計監査はあるのか」といえば¹⁶⁾、誰もが無いと云わざるを得ないのである。したがって、適法監査と適正監査は、後者が前者を基礎とした、証券取引法の「情報監査」であり、両者は二層性を持つ存在であるといえよう。

3. 管理機能と受託責任及び情報開示

(1) コーポレート・ガバナンスの見直し

コーポレート・ガバナンスの議論は、取締役会の構成等の組織の検討から、アカウンタビリティの強化による情報開示の充実、内部統制のシステムの構築、そしてその改革の実効性に移ってきたといわれる¹⁷⁾。

すなわち、株主が監視するコーポレート・ガバナンスの中核は、内部統制の問題であり、情報開示に対する信頼性を担保するための内部統制に限られ、当基準草案での財務報告に係る内部統制の評価および報告とその監査が要請されることになっているのである。まさしく、経営者の受託責任を果たすための内部統制とその監査の必要性が再認識されたといえるのである。

2005年3月期から有価証券報告書にコーポレート・ガバナンスに関する記述が義務化されたが、企業価値の最大化とコーポレート・ガバナンスを結びつけた記述や、内部統制システム、取締役の運営状況やその監督機能の説明等が記載されている。若杉明は、「コーポレート・ガバナンスとは、経営者から良質な経営活動を引き出す権利と責任である」と述べている。そのコーポレート・ガバナンス原則では、「現代株式会社のガバナンスは株主に帰属する」、「CEOは、IR、株主総会等を通じて株主と密接なコミュニケーションを図ることによりアカウンタビリティを果たし、株主の信頼を確保すべきである」、そして、「アカウンタビリティおよびディスクロージャーによる企業の透明性の確保はCEOの重大な責務である」と述べている。会社のコーポレート・ガバナンスに関わる利害関係者は、経営者、株主、債権者、従業員、取引先、消費者、地域住民等であるが、出資者無しに会社は存立しないのであるから、基本的には経営者と出資者である株主の関係が他の利害関係者の関与とは比較にならないほど重要なのである。

経営者のコーポレート・ガバナンスの見直しの意味は、企業の利害関係者の間の利害調整

に役立てるだけでなく、特に、財産の委託者である会社（株主）とその受託者である経営者の関係を再度確認し、経営者がその受託責任を十全に果たしているか、否かをチェックすることであるといえる。

監査の基礎は、財産の委託者が受託者の財の管理をチェックするために行われるものであり、民法にもあり、その基礎上の商法に規定され、商取引の信用制度を担保し、さらに上場会社については、証券取引法で会計監査人または監査法人の監査を義務付けているのである。しかし、「実質的には、二重の手続きとはいえない」のである¹⁹⁾。この「二重の手続きとはいえない」ということは、全く異なる基礎による二元的監査ではないということであり、商法監査が証取法監査の基礎にあるという点では二層性を指摘できるのである。

（２）開示情報の基礎に受託責任

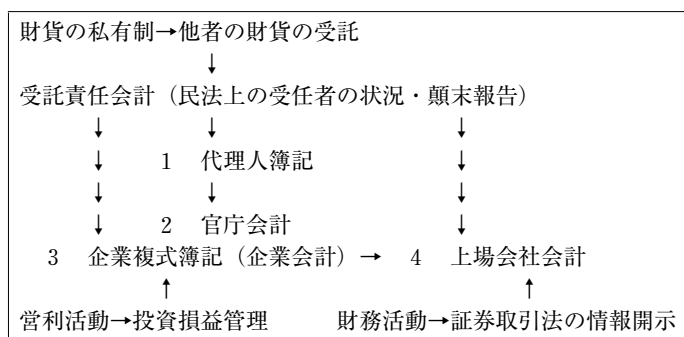
会計の基礎には、財産の管理機能があり、この財産が他者のものである場合、受任者は、善良なる管理者の注意を持ってこの受任義務を処理する義務を負う。さらに、委任者の請求あるときには、いつでもその委任事務の処理状況を報告し、その委任終了の後は、遅滞なくその顛末を報告する必要がある。すなわち、民法上の委任に関し、「受任者は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」のであり、「受任者は、委任者の請求ある時は、何時にても委任事務処理の状況を報告し、又、委任終了の後は、遅滞なくその顛末を報告することを要す」と規定しているのである²⁰⁾。したがって、この受託責任には、善意の管理者の注意義務と会計責任（アカウントビリティー）が含まれているのである。

旧商法第 254 条ノ③の規定の趣旨を引き継ぎ、新会社法第 330 条でも、「株式会社と役員及び会計監査人との関係は委任に関する規定に従う」と規定し、会社と経営者の関係は財産の委託者とその受託者としての委任関係で捉えられている²¹⁾。

この基礎の上に、財産の管理を委託した者が、受託者の財産管理行為をチェックするための実態監査があるといえる。すなわち、商法（新会社法）上の実態監査があるのであり、この基礎の上に上場会社の情報監査があるのであり、経営者の受託責任に関わる重要な虚偽記載を見逃してはならないのである²²⁾。したがって、実態監査抜きの情報監査はありえないということになる。実態監査は、営利・非営利を問わず、委任関係にある財産管理には必然的に生まれているのである。会社法での監査制度の生成前にも、たとえば、19 世紀初頭のナポレオンの軍隊の会計では、財産の受託責任の charger（負荷）、décharger（解除）に基づく会計監査が規定されているのである²³⁾。

「企業のディスクロージャーに対する信頼性をもう一段高める必要がある」ということは、企業経営者の受託責任に基づく会計責任の遂行が行われたか、すなわち、開示情報の基礎が経営者の受託責任に基づく経過報告・顛末報告であるか否かが問われているということなの

図1 受託責任、投資管理責任及び証券市場での情報開示の関係



である。

この受託責任関係を重視しない会計は、その基礎を失っているといわざるを得ないのである。非営利会計と営利会計には、受託責任にかかわる会計が共通に存在し、営利の企業会計にはさらに営利活動に基づく投資損益管理が商法・会社法で追加され、かつ、上場会社では、証券取引法でより広範な会計情報の開示が要請されているのである。

すなわち、非営利会計と営利会計は上の図1のように表される共通点と相違点を持っているといえるのである²⁴⁾。先に述べたように、監査の基礎は、財産の委託者が受託者の財の管理をチェックするために行われるものであり、民法にもあり、その基礎の上の商法に規定され、商取引の信用制度を担保しているのである。かつ、情報監査を経た財務情報により投資意思決定が行われる証券市場は、信用制度の最上部に位置し、実態監査による信用制度の保全があって初めて存在しうるのである。すなわち、民法上の債権・債務関係、委任関係による信用、その上に商法・会社法上の売上債権・債務、手形等の商業信用、銀行信用が、その上に証券市場における株式・社債等の擬制資本信用が取引されるという重層的な信用制度の構造が存在しているのである²⁵⁾。この土台となる会社と経営者の委任関係が軽視されれば、この信用制度全体が揺らぎ、或いは崩落する危険性があるのである。

「討議資料」の概念フレームワークでは、受託責任会計という言葉が削除されており、一方で、そのような投資意思決定に有用な情報開示を重要視し過ぎた会計制度の進展に対して、他方で、コーポレート・ガバナンスの側面から、経営者の受託責任の遂行のあり方を問題とする内部統制の充実が図られることになったのである。

企業の経営者の受託責任と企業の会計情報開示は、いわば、下部構造と上部構造の関係にあり、受託責任を果たさないで作成された情報は、まさに虚偽の情報となり、投資家を欺くものとならざるを得ないのである²⁶⁾。両者の関係を切離した情報開示には、信用制度を攪乱するような客観性のない情報を無責任に開示する制度へと変貌する可能性と危険性が存在しうるのである。まさに、今回の監査制度の見直しは、この点での補強をしようとする試みであるといえよう。

お わ り に

会計の基礎は、財産の管理にあり、他者の財産の管理を受託した者はその財産の管理、運用に対して善良なる管理者として、その財産の処理の報告とその顛末を報告する社会制度上の義務を負う。この会計の基礎は、営利企業でも非営利組織でも変わりはない。証券取引所に上場している株式会社等においても、この会計の基礎の上に、商法上の、会社法上の、そして証券取引法上の会計規制を受けている。まさに、重層的な社会的会計規制の最上層に証券市場が、私的所有制度の最高度の資本集中と資本の流動化の機構として存在しているのである。この社会制度として構築された証券市場における会計情報の開示が、その基礎にある投資家に対する経営者の受託責任を軽視或いは無視して行われるならば、その重層構造が如何に揺らぐかは誰の目にも明らかであろう。

ここに、投資家の意思決定に有用な情報開示を財務会計の主目的として説明している一方で、監査の点から内部統制の強化を図り受託責任の履行を支援せざるを得ない、会計の基礎が顕現しているといえるのである。

国際会計基準理事会が「業績報告書 (Performance Reporting)」の開示内容について、最近の決定では、資産の時価評価を反映した包括利益のみの表示か、包括利益と実現した純利益の表示との並列開示のいずれかの選択を認めた。このことも、受託責任や経営指標に係わる実現利益を無視できないという点が認識されたと云えるのである。なぜなら、総体としての社会の 1 単位としての個別企業として、実現した利益を明らかにすることも、受託責任を基礎とした会計責任の中に含まれると考えられるからである。

注

- 1) 川村義則 [2005], p.34.
- 2) 同上, pp.36-37.
- 3) 米山正樹 [2005], p.27. また、藤井秀樹は、この「有用性を事前にどう識別するかを操作可能なレベルで明らかにしていない」と指摘している。(藤井秀樹 [2005], p.60.)
- 4) 日本経済新聞, 2005 年 7 月 29 日及び同新聞同年 10 月 4 日.
- 5) 特別インタビュー: 山浦久司・企業会計審議会監査部会長に聞く [2005], pp.97-100. なお、この監査基準の国際的コンバージェンスの流れに沿う上で、「例えば、連結財務諸表監査、公正価値監査、会計上の見積もりの監査、不正監査、関連当事者取引監査、監査報告書など、検討しなければならないテーマは数多い」と述べている。(山浦久司 [2006], p.58.)
- 6) 特別インタビュー: 八田進二・企業会計審議会内部統制部会長に聞く [2005], pp.104-105.
- 7) 企業会計審議会 [2005-1], pp.147-150.
- 8) 企業会計審議会 [2005-2], pp.161.
- 9) 橋本 尚 [2005], pp.27-30.

受託責任を基礎にした情報開示について

- 10) 岡嶋 慶 [2003], p.71.
- 11) 遠藤 孝 [2000], p.150-152.
- 12) 岡嶋 慶 [2003], p.79, p.81-p.83.
- 13) 同上, p.90, p.94.
- 14) 鳥羽至英 [1991], 62, 岡嶋 慶 [2003], pp.88-90.
- 15) 川北 博 [2001], pp.235-236.
- 16) 山浦久司 [1999], p.14.
- 17) 関 孝哉 [2005], p.38.
- 18) 若杉敬明 [2005], pp.19-20.
- 19) 山村忠平 [1994], p.133.
- 20) 民法, 第 643-645 条。
- 21) 旧商法第 254 条ノ③では, 「会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ」と規定している。高山朋子 [2002], p.261.
- 22) 高山朋子 [1996], pp.38-40.
- 23) 高山朋子 [1993], p.35.
- 24) 高山朋子 [2002], p.356. なお, この小論では, さらに, 上場会社の会計を追加している。
- 25) 高山朋子 [1995], pp.56-57. なお, この p.57 で表示した商法株式会社法と商法特例法は, 新会社法に統合されている。
- 26) 2006 年初頭に明らかになったライブドア株式会社の不祥事は, この典型的な一例であるといえよう。

参 照 文 献

- 岡嶋 慶 [2003]「監査生成基盤の問題に関する一考察—わが国監査理論史の一断面」静岡産業大学経営研究所『環境と経営』第 9 巻第 2 号。
- 遠藤 孝 [2000]「企業会計の監査制度」『会計学 改定版』森山書店。
- 川北 博 [2001]『会計情報監査制度の研究』有斐閣。
- 川村義則 [2005]「財務報告の目的」『企業会計』VOL.57 NO.1.
- 神田秀樹 [2006]「会社法の企業会計への影響」『企業会計』VOL.58 NO.1.
- 企業会計審議会 [2005-1]「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」『企業会計』VOL.57 NO.9.
- 企業会計審議会 [2005-2]「監査基準及び中間監査基準の改定ならびに監査に関する品質管理規準の設定について（公開草案）」『企業会計』VOL.57 NO.9.
- 斎藤静樹 [2005]「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の意義と特質」『企業会計』VOL.57 NO.1.
- 斎藤真哉 [2005]「財務諸表の構成要素」『企業会計』VOL.57 NO.1.
- 関 孝哉 [2005]「上場企業にみるコーポレート・ガバナンスの実効性」『企業会計』VOL.57 NO.7.
- 高山朋子 [2002]『財務諸表の理論と制度』森山書店。
- 高山朋子 [1996]「ディスクロージャー制度と受託責任について」『産業経理』VOL.56 NO.1
- 高山朋子 [1995]「社会制度としての会計規制の根拠」『東京経学会誌』第 193 号。
- 高山朋子 [1993]「公的非営利団体の会計についての一研究——ナポレオンの軍隊の会計を素材とした企業会計との比較研究」『東京経学会誌』第 182 号。

- 特別インタビュー：山浦久司・企業会計審議会監査部会長に聞く [2005]「監査規準及び中間監査基準の改定ならびに監査に関する品質管理規準の設定について（公開草案）」をめぐって』『企業会計』VOL.57 NO.9.
- 特別インタビュー：八田進二・企業会計審議会内部統制部会長に聞く [2005]「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」をめぐって。『企業会計』VOL.57 NO.9.
- 鳥羽至英 [1991]「監査理論モデルの形成——二つの考え方』『会計』第 139 卷第 3 号。
- 鳥羽至英 [1983]「監査理論の青写真——二つの接近方法』『会計ジャーナル』第 15 卷第 13 号。
- 内藤文雄 [2000]「情報監査と実態監査——両者を区別すべき監査理論的な局面は何か』『会計プロGRESS』創刊号。
- 橋本 尚 [2005]「内部統制の基本的枠組』『企業会計』VOL.57 NO.10.
- 八田進二 [2005]「本（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準）公開草案の意義と課題』『企業会計』VOL.57 NO.10.
- 原 征士 [2001]『株式会社監査論』白桃書房。
- 藤井秀樹 [2005]「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』における『内的な整合性』の概念と機能』『企業会計』VOL.57 NO.6.
- 山浦久司 [2006]「監査規準をめぐる動向と課題，ならびに今後の展望』『企業会計』VOL.58 NO.1.
- 山浦久司 [2005]「監査規準の改定：品質管理基準と新しいリスク・アプローチ』『企業会計』VOL.57 NO.10.
- 山村忠平 [1994]『会計監査人の社会的役割』文眞堂。
- 米山正樹 [2005]「討議資料の基本的考え方』『企業会計』VOL.57 NO.1.
- 若杉敬明 [2005]「日本のコーポレート・ガバナンス』『企業会計』VOL.57 NO.7.

—— 2005 年 12 月 14 日受領 ——